

伊賀市医師等修学資金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、将来、伊賀市立上野総合市民病院（以下「市民病院」という。）において医師、看護師又は介護福祉士として勤務しようとする者に対し、大学又は看護師若しくは介護福祉士を養成する学校における医学等の修学に要する資金として伊賀市医師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、その者の修学を容易にし、もって市民病院における診療等に従事する医師等を確保することを目的とする。

(貸与の対象)

第 2 条 修学資金の貸与の対象は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者であって、大学を卒業後、市民病院において 2 年間の臨床研修（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受け、かつ、医師として市民病院の主たる診療科に勤務する意志を有しているもの
- (2) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条各号、第 20 条各号又は第 21 条各号に規定する大学、学校又は養成所（以下「看護師学校」という。）に在学する者であって、看護師学校を卒業後、看護師として市民病院に勤務する意志を有しているもの
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する学校又は養成施設（以下「介護福祉士学校」という。）に在学する者であって、介護福祉士学校を卒業後、介護福祉士として市民病院に勤務する意志を有しているもの

2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けようとする者が同種の資金の貸与又は給付を受けていると市長が認める場合には、当該者は、修学資金の貸与の対象としない。

(貸与対象期間及び貸与方法)

第 3 条 修学資金の貸与の対象となる期間（以下「貸与対象期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者 大学に在学する期間（正規の修学期間に限る。）
- (2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者 市長が第7条第1項の規定により修学資金の貸与を決定した日の属する月（以下この条において「決定月」という。）から看護師学校又は介護福祉士学校を修了するまでの期間（正規の修学期間に限る。）
- 2 決定月以後の月分の修学資金は、原則として毎月その月分を貸与するものとする。
- 3 前条第1項第1号に該当する者の決定月前の月分の修学資金は、決定月分の修学資金と合わせて一括で貸与する。
- 4 第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、決定月前の月分の修学資金は、その貸与を受けないことができる。
- 5 修学資金の貸与は、無利息とする。

（貸与額）

第4条 貸与する修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者 次に掲げる期間に応じそれぞれ次に定める額
 - ア 貸与対象期間のうち第1年次から第4年次までに在籍する期間 1月につき150,000円
 - イ 貸与対象期間のうち第5年次又は第6年次に在籍する期間 1月につき300,000円
- (2) 第2条第1項第2号に該当する者 貸与対象期間1月につき50,000円又は80,000円
- (3) 第2条第1項第3号に該当する者 貸与対象期間1月につき50,000円

（貸与の申請手続）

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、書面により市長に申請しなければならない。

（保証人）

第6条 前条の規定による申請をする者は、保証人2人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人（第8条において「連帯保証人」という。）は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して当該修学資金の返還に係る債務（以下「返還債務」という。）を負担しなければならない。

(貸与の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請を受理したときは、書類審査及び面接により修学資金の貸与の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により修学資金の貸与の可否を決定したときは、書面により通知するものとする。

3 第1項の規定による修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、医師若しくは看護師の免許又は介護福祉士の資格を取得した後に市民病院に勤務することその他別に定める事項について誓約しなければならない。

(届出)

第8条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実に該当した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学、看護師学校又は介護福祉士学校（以下「大学等」という。）を退学したとき。

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

(4) 修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。

(5) 大学等を休学し、又は大学等から停学の処分を受けたとき。

(6) 大学等に復学したとき。

(7) 大学等を卒業したとき。

(8) 連帯保証人に氏名若しくは住所の変更又は死亡その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

(学業成績証明書等の提出)

第9条 修学生は、修学資金の貸与を受けている期間において、前学年度末における学業成績証明書及び在学証明書を毎年市長に提出しなければならない。

(貸与の中止)

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実の発生した日の属する月から修学資金の貸与を中止するものとする。

(1) 大学等を退学したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) 虚偽その他不正の手段により修学資金の貸与の決定を受けたことが判明したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないと市長が認めたとき。

(貸与の停止及び保留)

第11条 修学生が大学等を休学し、又は大学等から停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの月分の修学資金は、貸与しない。この場合において、これらの月分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月分の修学資金として貸与されたものとみなす。

2 市長は、修学生が正当な理由なく第9条に規定する書類を提出しない場合は、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(借用証書)

第12条 修学生（修学生が第10条第2号に該当することとなったときは、その相続人）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与を受けた修学資金について借用証書を市長に提出しなければならない。

(1) 大学等を卒業したとき。

(2) 第10条の規定により修学資金の貸与を中止されたとき。

(返還)

第13条 修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日から修学資金の貸与を受けた月分の月数に相当する期間を経過するまでの間に貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。この場合において、当該被貸与者は、その該当することとなった日から起算して3月以内に修学資金返還明細書を市長に提出しなければならない。

(1) 医師若しくは看護師の免許又は介護福祉士の資格を取得したとき（看護師の免許又は介護福祉士の資格を取得した後引き続き看護師学校又は介護福祉士学校に在学している者にあつては、当該看護師学校又は介護福祉士学校を卒業したとき。）。

(2) 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過する月までの間に医師若しくは看護師の免許又は介護福祉士の資格を取得しなかったとき。

(3) 第10条の規定により修学資金の貸与を中止されたとき。

(返還の方法)

第 14 条 貸与を受けた修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払の方法によるものとする。ただし、繰上げ償還は、妨げない。

(返還の猶予)

第 15 条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該各号に定める期間、貸与した修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 卒業した後 1 年以内に医師の免許を取得し、その後引き続き市民病院で 2 年間の臨床研修を受けている者（修学生の責めに帰することができない理由により、市民病院以外の病院で 2 年間の臨床研修を受けている者を含む。） 当該臨床研修の期間
- (2) 前号に該当した者であつて、当該臨床研修の後引き続き市民病院の医師（常時勤務を要する医師に限る。）として在職するもの 当該医師として在職する期間
- (3) 看護師学校を卒業する前又は卒業した後 1 年以内に看護師の免許を取得し、その後引き続き市民病院の看護師（常時勤務を要する看護師に限る。）として在職する者 当該看護師として在職する期間
- (4) 介護福祉士学校を卒業する前又は卒業した後 1 年以内に介護福祉士の資格を取得し、その後引き続き市民病院の介護福祉士（常時勤務を要する介護福祉士に限る。）として在職する者 当該介護福祉士として在職する期間
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない理由により貸与した修学資金を返還することが困難であると市長が認める者 当該理由が継続する期間

(返還の全部免除)

第 16 条 市長は、前条の規定による返還の猶予を受ける者（同条第 5 号に該当することにより返還の猶予を受ける者を除く。次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務の全部を免除することができる。

- (1) 前条の規定による返還の猶予を受けた期間（同条第 1 号に規定する期間及び産前休暇、産後休暇、育児休業、疾病、災害その他の理由により業務に従事しなかつた期間を除く。次条において同じ。）が当該者が修学資金の貸与を受けた月分の月数に相当する期間（前条第 3 号に該当する者のうち第 4 条第 2 号に規定する 80,000 円の修学資金の貸与を受けたものにあつては、修学資金の貸与を受けた月分の月数の 2 分の 3 に相当する期間）に至ったとき。

(2) 死亡し、又は市民病院における業務に起因する心身の故障のため前条第1号から第4号までに掲げる者に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(返還の一部免除)

第17条 市長は、第15条の規定による返還の猶予を受ける者が前条の規定による返還債務の全部の免除を受けるまでの間に第15条第2号から第4号までに掲げる者に該当しなくなったときは、返還債務のうち、同条の規定による返還の猶予を受けた期間の月数を修学資金の貸与を受けた月分の月数（同条第3号に該当する者のうち第4条第2号に規定する80,000円の修学資金の貸与を受けたものにあつては、修学資金の貸与を受けた月分の月数に2分の3を乗じた数）で除した数を修学資金の返還債務の額に乗じて得た額を免除することができる。

(延滞利息)

第18条 第13条の規定により修学資金の返還を要する者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。